

お客さま各位

西中国信用金庫

旧姓による預金口座取引の取扱いについて

西中国信用金庫では、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望される方に旧姓による預金口座開設の取扱いを開始いたします。

現在、経済社会活動の様々な場面での旧姓使用の拡大は、女性活躍推進の一環として、内閣府が関係各省庁と連携し取り組んでいる施策であり、婚姻等により戸籍上の氏(姓)を変更した場合でも、職場等で旧姓を通称として引き続き使用できるように「通称としての旧姓使用拡大」に向けて取り組みを進めています。

当金庫では、これに呼応し、すべての人が働きやすい環境の整備に一層取り組んでまいります。

記

1、取扱開始日

令和5年4月3日(月)

2、対象となるお取引

普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金

※ 対象とならないお取引の契約がある場合は、ご対応できない場合があります。

※ 対象とならないお取引は、別紙「旧姓使用に関するご案内」をご覧ください。

3、ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された、以下のいずれかをご提示ください。

運転免許証、マイナンバーカード、住民票

※本人確認書類の旧姓併記は、お住まいの市町村への申請が必要となります。

※住民票をご提示いただいた場合は、別途、顔写真付き公的証明書をご提示いただきます。

4、取扱店舗

西中国信用金庫本支店

以 上

旧姓使用に関するご案内

西中国信用金庫

旧姓を使用して預金口座を利用するにあたり、下記の事項について、ご利用上の制限および必要なお手続きがあります。

あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

対象者	個人（個人事業主含む）の方
対象取引	普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金 （注）一部お取扱いできない商品・サービスがあります。 詳しくは、下表をご参照ください。
必要書類	旧姓が併記された、以下のいずれかをご提示ください。 運転免許証、マイナンバーカード、住民票 （注）本人確認書類の旧姓併記は、お住まいの市町村への申請が必要となります。 （注）住民票をご提示いただいた場合は、別途、顔写真付き公的証明書をご提示いただきます。
その他	旧姓使用口座において、ご利用いただけない商品・サービスを、今後利用希望される場合は、戸籍上の氏名への名義変更等が必要となります。
	戸籍上の氏名に変更があった場合（口座名義の変更がない場合も含む）、当金庫にお届けいただく必要があります。
	当金庫への住所のお届けについては、住所の末尾に「〇〇(現姓)様方」と記入していただくなど、郵便物がお手元に届くようにしていただく必要があります。
	男女を問わず、すべての個人（個人事業主含む）のお客さまが対象となります。

（注）旧姓を使用する場合にご利用いただけない商品・サービス等

預金商品	当座預金、総合口座、年金受取口座、マル優・マル特、教育資金贈与専用口座
リスク商品	保険窓販、投資信託、国債等、外貨預金(外国送金含む)
融 資	融資金全般（消費者ローン、カードローン含む）
各種サービス	貸金庫、インターネットバンキング(でんさい含む)、クレジットカード等

(令和5年4月3日)